

令和6年9月

お客さま各位

かながわ信用金庫

「相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料」の改定について

いつもかながわ信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

この度、当金庫では、相続財産管理人、破産管財人等が手続きのために開設する管理用口座開設手数料を下記の通り改定いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手数料改定日

令和6年10月1日（火）

2. 改定内容

手数料（うち消費税額）

手数料名称	改定前	改定後
相続・破産手続き における管理用 口座開設手数料	3,300円（300円）	16,500円（1,500円）

以上